

公益社団法人インテリア産業協会定款に規定する「常勤理事の報酬額」について

平成23年6月2日

(常勤理事の報酬の総額の範囲)

1. 公益社団法人インテリア産業協会定款第25条に規定する、総会において定める常勤理事の報酬総額の範囲は次のとおりとする。

常勤理事の報酬の総額の範囲 20,000千円/年

(常勤理事の報酬の支給基準)

2. 公益社団法人インテリア産業協会定款第25条に規定する、総会において別に定める常勤理事の報酬等の支給の基準は次のとおりとする。

- ①常勤理事の報酬は、次表に掲げる各号うちから会長が決定する。

号	報酬額 (千円/年)
1	13,000
2	12,000
3	11,000
4	10,000
5	8,000
6	6,000

- ②常勤理事には、①に定める報酬の他、通勤に要する交通費の実費額を支給する。

- ③常勤理事として円満に勤務し、かつ、任期満了、辞任又は死亡により、退任した常勤理事には、次に掲げる方法によって算定された額を限度に、会長が理事会の承認を得て退職慰労金として支給する。

退職慰労金額算定方法

- ①の規定によって会長が決定した報酬額を12で除した値に、在職年数を乗じた額とする。

(附 則)

この定めは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。